



異動に伴う居住に関する緊急申し入れ **団体交渉 開催②**

～社宅への入居を巡る会社とのやりとり～

（2026年4月中旬）

- ・2023年から3年間の出向を終え、首都圏から新潟支社への復職の意識付けが行われる。その際、職場最寄りの社宅への入居希望を伝え、手続きを行う。

（2026年4月下旬）

- ・担当箇所より「社宅の修繕まで通常1ヶ月から1ヶ月半程度かかることが多いため、希望（着任日）の日にちの入居は難しい。」「その間、社員本人のみ入寮は可能。」とメール連絡を受ける。

（2026年5月～）

- ・着任。社員本人のみ入寮。社宅の修繕完了まで、家族は出向時の社宅に入居中のまま、二拠点生活が始まる。

異動により社員の生活に不利益が生じてはならない！

新たな施策による柔軟・多様な働き方の中で 社員が安心・安定して生活できる環境とは？

